

平成18年度 第2回四国地方整備局事業評価監視委員会の開催結果（速報）

1. 日 時：平成19年 2月 1日（木） 13：30～16：30

2. 会 場：高松サンプォート合同庁舎 共用会議室（低層棟2階「アイホール」）

3. 出席者

委員：柏谷委員長、井原委員、大年委員、鈴木委員、谷口委員、那須委員、松根委員、村上委員

四国地整：局長、次長、次長兼総務部長、企画部長、建政部長、河川部長、港湾空港部長、営繕部長、用地部長 他

4. 議事内容

・再評価審議

1) 祖谷川流域 直轄砂防事業

2) 徳島小松島港 赤石地区多目的国際ターミナル整備事業（岸壁(-13m)）

・事後評価審議

1) 吉野川水系 穴吹川箇所 河川改修事業

2) 吉野川水系 川田川箇所 環境整備事業

3) 土器川水系 川西箇所 環境整備事業

4) 高松港 玉藻地区 旅客船対応ターミナル整備事業

5) 須崎第二地方合同庁舎

5. 審議結果

・再評価対象事業について審議した結果、以下の結論を得た。

1) 祖谷川流域 直轄砂防事業

「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。

2) 徳島小松島港 赤石地区多目的国際ターミナル整備事業（岸壁(-13m)）

「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。

・事後評価対象事業について審議した結果、以下の結論を得た。

1) 吉野川水系 穴吹川箇所 河川改修事業

「事業の効果は発揮されており、今後の事後評価と改善措置は必要ない」とする事業者の判断は「妥当」である。

2) 吉野川水系 川田川箇所 環境整備事業

「事業の効果は発揮されており、今後の事後評価と改善措置は必要ない」とする事業者の判断は「妥当」である。

3) 土器川水系 川西箇所 環境整備事業

「事業の効果は発揮されており、今後の事後評価と改善措置は必要ない」とする事業者の判断は「妥当」である。

4) 高松港 玉藻地区 旅客船対応ターミナル整備事業

「事業の効果は発揮されており、今後の事後評価と改善措置は必要ない」とする事業者の判断は「妥当」である。

5) 須崎第二地方合同庁舎

「事業の効果は発揮されており、今後の事後評価と改善措置は必要ない」とする事業者の判断は「妥当」である。